

軽自動車税（種別割）の税率（年額）について

軽自動車税（種別割）は、「4月1日を基準日」として、軽自動車・原動機付自転車・オートバイ・小型特殊自動車を所有している方に課税されます。

税率（年額）表

原動機付自転車、小型特殊自動車等

区 分		税額（年額）
原動機付自転車	特定小型	2,000 円
	50cc 以下または 0.6kw 以下	2,000 円
	90cc 以下または 0.8kw 以下	2,000 円
	125cc 以下または 1.0kw 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
軽二輪（125cc 超～250cc）／ボートトレーラー		3,600 円
小型二輪（250cc 超）		6,000 円
小型特殊自動車	農耕用（トラクター、コンバインなど）	1,500 円
	その他（フォークリフトなど）	5,900 円

軽自動車等

			【旧税率】 初度検査年月が 平成 27 年 3 月以前	【重課税率】 初度検査年月から 13 年経過した車両	【新税率】 初度検査年月が 平成 27 年 4 月以降
四 輪	乗 用	営業用	5,500 円	8,200 円	6,900 円
		自家用	7,200 円	12,900 円	10,800 円
	貨 物	営業用	3,000 円	4,500 円	3,800 円
		自家用	4,000 円	6,000 円	5,000 円
三 輪			3,100 円	4,600 円	3,900 円

1. 軽自動車等は、初度検査年月により税率（年額）が変わります。

新車	購入した年月
中古車	最初の所有者が購入した年月

2. 新税率に該当する方は、グリーン化特例（軽課）もご確認ください。
3. 旧税率や新税率に該当する場合でも、初度検査年月から 13 年経過した車両は、重課税率が適用になります。